

令和2年度募集 熊本県保育士修学資金貸付事業

熊本県内で保育士として働くことを目指す皆さんへ

保育士養成施設に在学して保育士資格取得し、卒業後、熊本県内の保育所等で保育士として働くとする方に対し、修学のための資金の貸付けを行う事業です。

この貸付金は、養成施設を卒業後、保育士登録を一年以内に行い、熊本県内で5年間（一部市町村では3年間）継続して働いた場合、返還（返済）が免除されます。

◆◇◆貸付けの内容◆◇◆

- 貸付対象者：①平成31年度（令和元年度）、令和2年度に養成施設に入学した方
②養成施設を卒業後、熊本県内の保育所等で保育士として働くとする方
③熊本県内に住民登録をしている方
④「優秀な学生である」と在学する養成施設長が推薦する方
⑤修学に際し、家庭の経済状況等から真に貸付けが必要と認められる方
⑥国庫補助が含まれる他の貸付けや給付制度を利用していない方
⑦熊本県以外の都道府県等から修学資金の貸付けを受けていない方
※①～⑦のすべてを満たす必要があります。

貸付期間：2年間（平成31年度（令和元年度）養成施設に入学した方は1年間）

貸付額：月額5万円以内×貸付期間

- ※「就職準備金」（20万円以内）を別途申請可。（送金は2年次後期）
※生活保護受給世帯、またはそれに準ずる世帯に対しては、「生活費加算（月額に該当額を加算）」、「入学準備金」（20万円以内）を別途申請可。
※詳しくはお問合せください。

利子：無利子

- 返還免除：①養成施設を卒業の日から1年内に保育士登録を行うこと。
②熊本県内の保育所等で、児童の保護等の業務に就業。
③5年間（一部市町村では3年間）継続して従事。
④当該業務に従事していることを定期的に証明したうえで、③の期間を満了後、返還の免除申請を行うこと。
※上記の①～④の条件を全て満たさなかった場合、貸付金を返還（返済）していただきます。

申請期間：令和2年4月1日（水）～5月18日（月）（消印有効）※予定

申請方法：裏面のとおり

- ※申請後、世帯の収入状況等を基に、貸付けの決定または不承認について審査し、養成施設を経由して審査結果を申請者に通知します。

県内の対象養成施設

- ・九州ルーテル学院大学（人文学部人文学科こども専攻保育コース）
- ・熊本学園大学（社会福祉学部第一部子ども家庭福祉学科）
- ・尚絅大学短期大学部（幼児教育学科）
- ・中九州短期大学（幼児保育学科）
- ・平成音楽大学（音楽学部こども学科）
- ・大原保育医療福祉専門学校熊本校（保育福祉学科）
- ・熊本YMCA学院専門学校（児童福祉教育科）
- ・専門学校湖東カレッジ唐人町校（こども学科、幼児指導者養成学科）
- ・西日本教育医療専門学校（こども未来学科）
- ・日本総合教育専門学校（こども学科、幼児教育学科）

※県外の養成施設に進学した場合は、申請者は熊本県内に住民登録されている必要があります。

申請手続き

養成施設を通して、熊本県社会福祉協議会に以下の①～⑨を御提出ください。

- ①貸付申請書
- ②推薦書 ※養成施設が記入します。
- ③個人情報の取扱いについて（同意書）
- ④自己推薦書
- ⑤生計を同一にする者（世帯員）全員の住民票（※1）
- ⑥生計を同一にする者（世帯員）全員及び連帯保証人の所得証明書（収入額・所得額の両方が記載されたもの。源泉徴収票は不可）（※2）

なお、連帯保証人で自営業の方及び給与以外に収入がある方は、確定申告書の写し等収入及び所得状況が分かる書類を提出してください。

- ⑦中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者。以下同じ）にあっては、公共職業安定所が発行する離職票、若しくは事業所が発行する離職したことを証明する書類
- ⑧生活費加算を申請する者については、生活保護受給証明書、前年度又は当該年度において市町村民税の非課税等の措置を受けたことを証明する書類。
- ⑨その他、会長が必要と認める書類

- （※1）生計を同一にする者とは：食費、光熱費、家賃等の生活費を共有している方（仕送り含む）
（※2）「所得証明書」ではなく、「課税台帳記載事項証明書」を誤って提出された場合、申請を受理できませんのでご注意ください。

【お問い合わせ先】

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター
〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3番7号（県総合福祉センター内）
電話 096-322-8077

※実施要綱等は熊本県社会福祉協議会のホームページでもご覧いただけます
<http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>

令和2年度募集

熊本県介護福祉士修学資金貸付事業

熊本県介護福祉士修学資金貸付事業とは

介護福祉士の養成施設に在学し、卒業後、熊本県内において介護業務等に従事しようとする方に対し、修学のための資金の貸付を行う事業です。

資格取得後、1年以内に熊本県内において就職し、継続して原則5年間介護業務等に従事した場合、貸し付けた修学資金の返還が免除されます。

貸付制度の概要

①貸付額 月額 50,000円以内

入学・就職準備金 各200,000円以内（1回限り）※就職準備金は卒業年度の後期分で送金

国家試験対策費用 40,000円以内（1回限り）

生活費加算（生活保護受給世帯、またはそれに準じる世帯が対象です。詳しくはお問い合わせください。）

②利子 無利子

③貸付期間 養成施設に在学している期間

④返還免除 養成施設等を卒業の日から1年以内に介護福祉士として登録し、原則として熊本県内において、厚生労働省が定める介護業務等に従事し、継続して5年間（過疎地域は3年間）当該業務に従事した場合に、貸付金の全額が返還免除されます

（※上記を満たされなかった場合、貸付金は返還していただくことになります）

⑤申請期間 令和2年4月1日（水）～5月18日（月）（消印有効）※予定

⑥申請方法 裏面のとおり

貸付対象者

①養成施設等を卒業後、熊本県内で介護業務等に従事しようとする方

②原則として熊本県内に住民登録をしている方

③優秀な学生であると在学する養成校長が推薦する方

④修学に際し、家庭の経済状況から真に貸付が必要と認められる方

⑤国庫補助が含まれる他の貸付や給付制度を利用していない方 ※①～⑤を全てを満たす必要があります

対象養成施設（県内校のみ記載）

・九州看護福祉大学（社会福祉学科）・熊本学園大学（第一社会福祉学科）・中九州短期大学（経営福祉学科）

・九州中央リハビリテーション学院（介護福祉学科）・大原保育医療福祉専門学校（介護福祉学科）

※県外の養成学校についてはお問合せください

養成施設を通じての申込みとなりますので、申請に関する書類は入学後に養成施設から取り寄せてください。申請後、世帯の収入状況等により審査し、貸付の承認または不承認について養成施設を経由して申請者に通知します。

お問い合わせ先

社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター

〒860-0842 熊本市中央区南千反畠町3-7 熊本県総合福祉センター4F

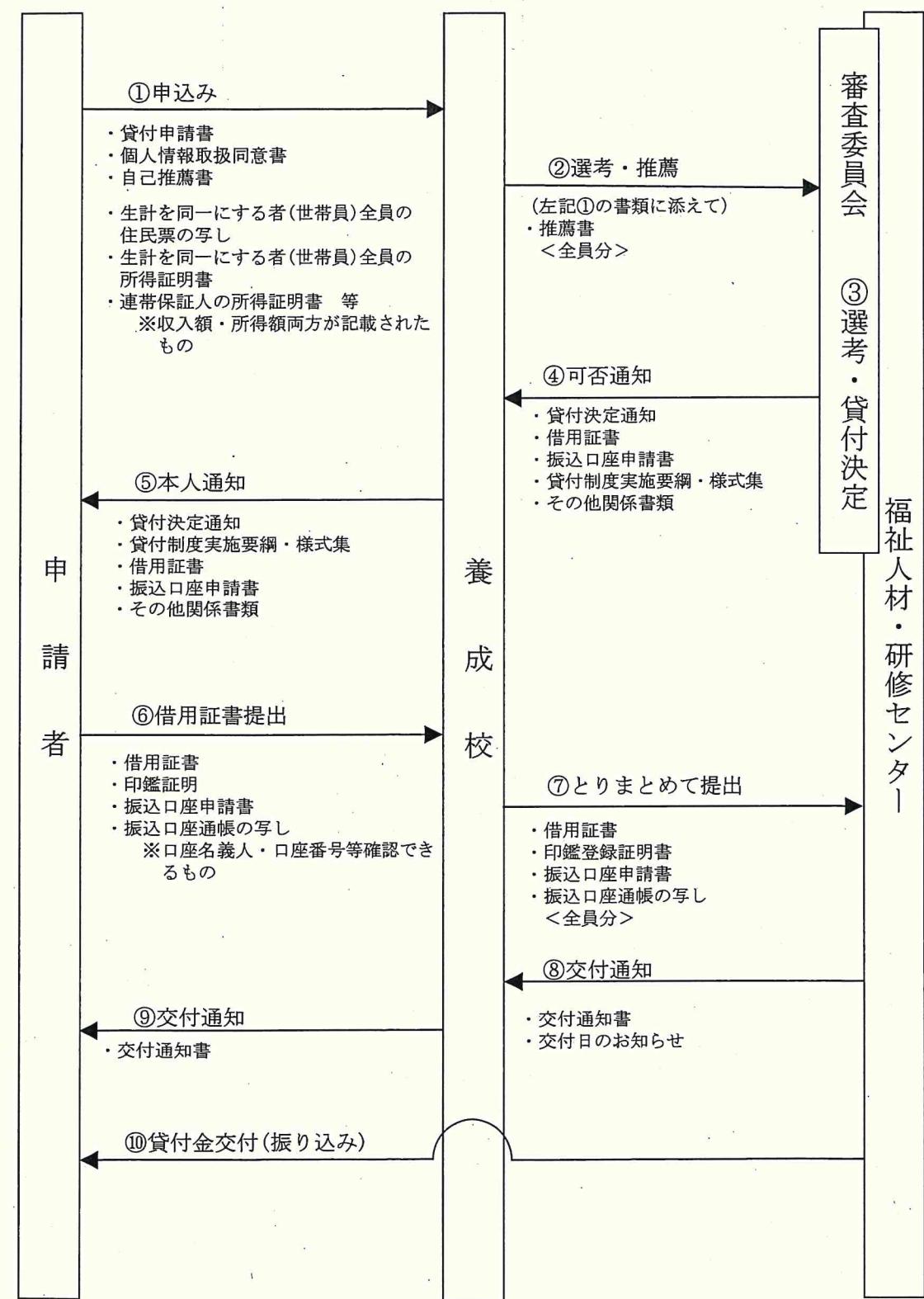
TEL096-322-8077

※詳細は熊本県社会福祉協議会のホームページでもご覧いただけます

<http://www.fukushi-kumamoto.or.jp/>

申し込みから交付までの流れ（フローチャート）

※原則として本会からの通知は養成校を通して申請者へ通知します。



福祉人材・研修センター